

1 主な改正の理由

一般職の職員に係る給与改定との均衡を鑑み、期末手当支給率の増加及び地域手当率の増加を実施するものです。

2 主な改正の内容

1. 期末勤勉手当支給率の増加《改正条例第1条、第2条》

【特別職】

区分	6月期	1~2月期	合計
令和7年度 (現行)	2.3月	2.3月	4.6月
令和7年度 (改正後)	2.3月	2.35月(+0.05月)	4.65月
令和8年度 (改正後)	2.325月(+0.025月)	2.325月(+0.025月)	4.65月

2. 地域手当の大くくり化に伴う支給割合の増加《改正条例第2条》

- 地域手当の支給率が都道府県単位に見直されたことに伴い、本市の地域手当支給率が10%から11%に増加
(人事院勧告にて本市は最終的に12%と示されている)

3 施行期日

第1条の規定は令和7年4月1日から施行する。

第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

市長公室人事課

1 主な改正の理由

一般職及び特別職に係る給与改定との均衡を鑑み、期末手当支給率の増加を実施するものです。

2 主な改正の内容

1. 期末勤勉手当支給率の増加《改正条例第1条、第2条》

【区分	6月期	12月期	合計
令和7年度 (現行)	2.3月	2.3月	4.6月
令和7年度 (改正後)	2.3月	2.35月(+0.05月)	4.65月
令和8年度 (改正後)	2.325月(+0.025月)	2.325月(+0.025月)	4.65月

3 施行期日

第1条の規定は令和7年4月1日から施行する。

第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を 改正する条例（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画唐国地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定め、地区計画で定めた内容を条例において制限している。この度、地区計画の都市計画変更に合わせ本条例を改正する。

2 主な改正の内容

唐国地区地区計画の区域に隣接する摩湯地区（岸和田市域）において、唐国地区と区域を一体とする地区計画が定められ、摩湯地区を含む区域の地区計画名称が「唐国地区・摩湯地区」とされたことを受け、所要の整備を行う。

（1）条例名

地区計画の名称変更に合わせて本条例の名称を「和泉市唐国地区・摩湯地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」に改める。

（2）目的（第1条）・定義（第2条）・適用区域（第3条）

地区計画名を唐国地区・摩湯地区に改める。

（3）適用区域（第3条）

地区計画の変更により、地区計画の区域に岸和田市域が含まれることとなつたため、本条例の適用の範囲が和泉市の区域に限ることを規定する。

（4）その他所要の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 スケジュール（予定）

令和7年 7月：都市計画審議会において地区計画変更の議決

令和7年10月：地区計画の変更告示

令和7年12月：建築条例案提出

和泉市府中町五丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 の制定について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な制定の理由

南部大阪都市計画府中町五丁目地区地区計画の区域内において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図るため、条例を制定する。

2 主な制定の内容

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の5に掲げる基準に従い、地区計画の内容として定められた制限内容のうち、次の事項を条例で定める。

（1）用途に関する制限

地区整備計画で制限する「建築物の用途」を制限する。

（2）外壁の後退距離に関する制限

地区整備計画で制限する「外壁の敷地境界線等からの後退距離」を制限する。

（3）建築物の高さに関する制限

地区整備計画で制限する「建築物の高さ」を制限する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 スケジュール（予定）

令和7年 7月：都市計画審議会において地区計画の決定等の議決

令和7年 8月：条例案について、検察庁協議前に例規等審査委員会

令和7年 9月：条例案について、検察庁協議

令和7年10月：地区計画の決定告示

令和7年12月：建築条例案提出

和泉市唐国町四丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 の制定について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な制定の理由

南部大阪都市計画唐国町四丁目地区地区計画の区域内において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図るため、条例を制定する。

2 主な制定の内容

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の5に掲げる基準に従い、地区計画の内容として定められた制限内容のうち、次の事項を条例で定める。

（1）用途に関する制限

地区整備計画で制限する「建築物の用途」を制限する。

（2）外壁の後退距離に関する制限

地区整備計画で制限する「外壁の敷地境界線等からの後退距離」を制限する。

（3）建築物の高さに関する制限

地区整備計画で制限する「建築物の高さ」を制限する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 スケジュール（予定）

令和7年 7月：都市計画審議会において地区計画の決定等の議決

令和7年 8月：条例案について、検察庁協議前に例規等審査委員会

令和7年 9月：条例案について、検察庁協議

令和7年10月：地区計画の決定告示

令和7年12月：建築条例案提出

和泉市火災予防条例の一部改正について（概要）

消防本部予防課

1 主な改正の理由

令和7年8月29日に林野火災の予防及び消火活動に係る消防庁からの通知が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

林野火災に関する注意報、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限及び林野火災に関する注意報、警報の範囲並びに届出の範囲及び期間を指定することができるようとした。

（1）火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項

（和泉市火災予防条例第29条関係）

和泉市火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にした。

（2）林野火災の予防に関する事項

ア 林野火災に関する注意報（和泉市火災予防条例第29条の8関係）

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することとした。

また、注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととした。

さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することとした。

イ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（和泉市火災予防条例第29条の9関係）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することとした。

（3）火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

（和泉市火災予防条例第46条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にした。

また、消防長は、第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとした。

3 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について（概要）

教育・こども部こども未来室

1 主な改正の理由

国の基準改正に伴う条例改正。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正（公布：R7.9.16、施行：R7.9.16）されたため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

家庭的保育事業者等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う事業者ことで、本市においては、小規模保育事業を行う施設として、「みのり小規模保育園」が該当する。

家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児に対し、利用開始時の健康診断と、利用開始後に少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならないとされている。

これまで、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合で、その内容が家庭的保育事業の利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、家庭的保育事業者等が結果を把握するときは、利用開始時の健康診断を免除できるとされていた。

今回の改正にて、家庭的保育事業者等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、母子保健法第12条又は第13条に基づく健康診査が行われた場合には、利用開始時の健康診断に加えて、定期健康診断及び臨時の健康診断も免除できることを新たに追加するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

**和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の
一部改正について（概要）**

教育・こども部学校教育室

1 主な改正の理由

本市の任期付市費負担教育職員については、府費負担教育職員と給料月額その他待遇の均衡を図っているところ、今般大阪府人事委員会の勧告等に基づき、府費負担教育職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率が改正されるため、それに合わせるよう改正する必要がある。

2 主な改正の内容

（1）第7条及び第8条に規定する期末・勤勉手当の支給率を改正する。

区分		6月期	12月期	合計
令和7年度 (現行)	期末	1.25月	1.25月	2.5月
	勤勉	1.05月	1.05月	2.1月
	計	2.3月	2.3月	4.6月
令和7年度 (改正後) ※①	期末	1.25月	<u>1.275月 (+0.025月)</u>	2.525月
	勤勉	1.05月	<u>1.075月 (+0.025月)</u>	2.125月
	計	2.3月	2.35月 (+0.05月)	4.65月
令和8年度 (改正後) ※②	期末	<u>1.2625月 (+0.125月)</u>	<u>1.2625月 (+0.125月)</u>	2.525月
	勤勉	<u>1.0625月 (+0.125月)</u>	<u>1.0625月 (+0.125月)</u>	2.125月
	計	2.325月 (+0.025月)	2.325月 (+0.025月)	4.65月

（2）別表（第2条関係）の給料月額を改正する。

※増額幅 6,800円～12,700円

（3）第3条に規定する教職調整額を改正する

現行：4% 改正後：5%

（4）週休日等の教員特殊業務手当を次のように改正する。（第4条）

支給対象業務	現行		改正後	
	従事した時間	手当額	従事した時間	手当額
非常時の児童又は生徒の保護又は緊急の防災・復旧作業	7時間45分以上	8,000円	4時間以上	8,000円
	5時間以上	4,000円		
	7時間45分未満			
児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う緊急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	7時間45分以上	7,500円		
	5時間以上	3,750円		
	7時間45分未満			

3 施行期日

- (1) ①及び(2)について、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- (3) 及び(4)について、令和8年1月1日から施行する
- (1) ②について、令和8年4月1日から施行する。

4 経過措置

- (4) について、令和8年1月1日以降に従事した業務に適用し、令和7年12月31日以前に従事した業務はなお従前の例による。